

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年9月19日
2. 認定特別事業再編事業者名
フクヤ建設 株式会社
3. 特別事業再編の目標
(1) 特別事業再編に係る事業の目標
(価値観)

フクヤ建設株式会社（以下、当社）は、「この街にワクワクを創造する」ことをミッションに掲げ、建築・不動産を通じて、お客さまにとって価値のあるサービスが提供できる体制の構築に努めてまいりました。

当社は1971年4月に創業者の福家淳によって住宅建築を目的とする個人事業として創業し、創業から54年間、主に注文住宅や規格住宅の企画、設計・施工、リノベーション工事、メンテナンス工事、公共・民間の商業系施設の施工、飲食店の経営などを行ってきました。

地域に根差した建設業として、強みを生かして建設業界の慣習から脱却し、「衣食住」暮らしの全てにフクヤらしくアプローチをし、柔軟な発想力、培ってきた技術力、デザインの力という人財力を土台として「建築、不動産、食やモノ」の力で「始まりの種を植える」ことをコンセプトに「この街にワクワクを創造」します。

(ビジネスモデル)

現在の建築事務所としては高知県で2拠点、香川県で1拠点です。

フクヤブランドをエリア展開することで成長スピードの加速及びスケールメリットを図ります。具体的にはM&Aによる30万人都市への出店を10拠点目指しています。

当社は主に注文住宅や規格住宅の企画、設計・施工を行っていますが、A社は愛媛県に本社を置き、愛媛県を中心に一級建築士による建物の設計を行い、公共建築工事など非住宅系の設計の実績を多く積んでいます。

非住宅系の設計は、当社の民間企業からの受注工事や公共工事を行うために必要なノウハウであり、当社としてはA社を子会社としてグループ化させることで、非住宅系の建物建築設計に関する技術・ノウハウを新たに獲得することで、グループ間の人材の流動化や案件情報の共有により事業の拡大を目指します。

(戦略)

建築業界は、人口減少、少子高齢化、空き家問題など、日本が抱える課題を真正面から受け止めなくてはならない業界ですが、建築に魅力を感じる若者はまだまだいます。当社のメインである住宅設計に加え、非住宅系の設計事務所を新たにグループ化させることで、幅広い分野の建築設計業務を志望する人材の確保が見込まれます。

様々な建築設計の知識やノウハウ、スキルの向上など専門性をより高めることで経営の効率化と専門人材の育成を加速させます。

(持続可能性・成長性)

今般A社の株式取得をすることによって、四国の主要都市3エリア（高知市、高松市、松山市）において相互に仕事のサポートが可能となり、双方の顧客に対してより価値のあるサービス提供が可能になります。

結果的に当グループの存在感が高まり、将来の経営基盤をより強固なものにできると考えております。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、当社の管理部門グループが特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努めます。

以上により、生産性向上並びに付加価値創出を図り、企業価値の更なる向上を目指します。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2028年度には2023年度に比べて、従業員1人あたり付加価値額を48.9%向上させることを目標とします。

需要の開拓としては、2028年度には2023年度に比べて、当社の売上高を204.3%増加とすることを目標とします。

財務内容の健全性の向上としては、2028年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの3.4倍、経常収支比率103.3%となる予定です。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

- ① 計画の対象となる事業
建築及び監理事業

<選定理由>

当社は従来、地元高知県で注文住宅や規格住宅の企画、設計・施工をメインとし、創業以来、培った技術、磨き続けた高い技術力を活かし、地域社会への貢献を行ってきました。

しかしながら、少子高齢化による人口減少による住宅需要に限界を感じるとともに、これまで住宅系の設計を中心としていたため、非住宅系の設計といった領域に対するノウハウや知見が薄く、案件対応に非常に苦労した背景がある。よって、将来的には建築工事のオールラウンダーとしての成長と四国地域におけるシェア拡大を期待し、当該事業に取り組むに至りました。

② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更

A社を取得し、愛媛県へエリア進出するとともに、住宅系、非住宅系それぞれの受注案件に共同で取り組み、技術・ノウハウの共有を行いながら、技術力の向上・生産性の向上を実現し、将来の成長の基盤を構築します。

なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれます。2028年度には当該スキームでの売上高を当社の全売上高の12.5%以上とすることを目標とします。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、当社は、パートナーシップ構築宣言をしており、下請振興基準や労務費転嫁指針に沿った適切な価格転嫁の取組を実施することから、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではありません。

(事業の構造の変更)

- ・他の会社の株式の取得（100%子会社化による建築設計事業の承継）

<譲受会社>

名称：フクヤ建設株式会社

住所：高知県高知市薊野西町三丁目35番29号

代表者の氏名：代表取締役 福家 淳也

資本金：20,000,000円

<譲渡会社>

名称：A社
住所：愛媛県某市
代表者氏名：B氏
資本金：20,000,000円

(事業の分野又は方式の変更)

M&Aにより、被承継者が保有する高度な設計技術、豊富なプロジェクト実績、および優秀な設計・デザイン人材を当社グループに迎え入れ、設計・デザイン分野における技術力の強化および提供サービスの高付加価値化を加速します。

特に、弊社がこれまで手掛けてきた集客ノウハウや施工力と、A社の高い設計力・デザイン提案力を掛け合わせることで、設計から施工まで一貫した高品質なサービス体制を構築し、顧客満足度の向上および競争力強化を図ります。端的に言えば、地域密着型の設計と施工を一体とした新たなサービスの提供が可能となります。

また、両社の人材交流や共同プロジェクトを通じて、設計・デザイン力のさらなる向上と技術ノウハウの共有を促進し、グループ全体としての技術力向上と次世代を担う設計人材の育成を目指しノウハウの共有を促進し、グループ全体としての技術力向上と次世代を担う設計人材の育成を目指します。

そして複数事務所・拠点ネットワーク（松山、高知、高松）を生かした広域採用戦略は、働き手複数事務所・拠点ネットワーク（松山、高知、高松）を生かした広域採用戦略は、働き手の様々なニーズに応えられ、優秀な人材の獲得・定着につながると考えています。

また、2028年度には新規愛媛エリアでの売上高を当社の全売上高の12.5%以上とすることを目標とする。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所

高知県高知市薊野西町三丁目35番29号
フクヤ建設株式会社

愛媛県某市
A社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・8788外国関係法人に関する事項

措置の相手方である他の事業者
愛媛県某市
A社

A社とフクヤ建設株式会社の間に、計画開始前において資本関係はない。

(4) 特別事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

(1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年9月
終了時期：2029年8月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（2025年6月末日時点）

フクヤ建設㈱ 60名
A社 15名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

フクヤ建設㈱ 116名
A社 27名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

フクヤ建設㈱ 114名（総務2名除く）

A社 26名（総務1名除く）

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

フクヤ建設㈱ 56名

A社 12名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 3名（フクヤ建設㈱）、3名（A社）

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2028年度には2023年度に比べて、雇用者給与等支給額を
年率平均19.5%向上させることを目標とします。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨

フクヤ建設株式会社にて表明する。

7. その他

該当なし

別表 1

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置
法第2条第17項第2号の要件			
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	フクヤ建設とA社の共同で建築設計案件対応を行うことで、フクヤ建設にとっては非住宅建築に特化した建築士の関与した建築設計の技術やノウハウが共有されます。また、愛媛県に設計拠点を持つことで受注領域の拡大が見込まれます。 また、建築設計の技術やノウハウの共有など単なる機能強化ではなく、「地域密着型の設計施工一体企業」への進化が可能になります。端的に言えば、地域密着型の設計と施工を一体とした新たなサービスの提供が可能となります。そして、高知県と愛媛県、両地域でのプレゼンスを高めつつ、中長期的には四国内の商業施設マーケッ	

		トで主導権を取る基盤となります。 2028年度には当該スキームでの売上高を当社の全売上高の12.5%以上とすることを目標とします。		
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	株式取得会社 名称：A社 法人番号： 住所：愛媛県某市 代表者名：B氏 取得株式数：5,000株 取得後株式比率：100%	株式保有比率：0% 派遣役員の割合：0%	租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）